

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No.3
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に対する事業所への支援策

市町村独自の給付制度

医療機関が利用可能な支援策を実施している市町村

2020.6.22時点、各HPにて確認

	市町村	給付条件	給付額	留意点
1	鳥取市	前年同月比で30%以上の減収月がある 国の持続化給付金との併給は不可	30万円	申請期限 R3年1/29
2	米子市	前年同月比で30%以上の減収月がある 国の持続化給付金との併給は可	10万円	申請期限 R3年2/26
3	智頭町	売り上げが減少、又は経営に支障をきたす	10万円	申請期限 5/29 (既に終了)
4	八頭町	事業収入が減少している 持続化給付金との併給可	10万円	申請期限 8/31
5	大山町	20%～50%未満で売上の減少月がある	10万円	申請期限 R3年1/29
6	南部町	15%～50%未満で売上の減少月がある	15%～29% - 10万円 30%～50% - 20万円	申請方法等は直接問い合わせ
7	日吉津村	15%～50%未満で売上の減少月がある	20万円	申請期限 R3年1/25
*	鳥取県	前年同月比で30%以上の減収月がある 国の持続化給付金との併給は可	10万円	申請期限 R3年1/29 従業員を解雇していないこと 医療法人は対象外

*各市町村とも上記のほかに独自の条件があるため、それぞれ確認が必要である。
売上高が50%を超える場合は、国の持続化給付金制度が利用できる。